証券コード　5982
2021年５月11日

株　主　各　位

東京都台東区根岸二丁目19番18号
株式会社マルゼン
代表取締役社長　渡　辺　恵　一

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第60回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年５月25日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　2021年５月26日（水曜日）午前11時（受付開始 午前10時）
２．場　　所　東京都台東区根岸二丁目19番18号
当社本社　２階多目的ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい）
ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

３．目的事項
報告事項
１．第60期（2020年３月１日から2021年２月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第60期（2020年３月１日から2021年２月28日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　会計監査人選任の件

以　上

◎新型コロナウイルス感染拡大防止と株主様のご健康のため、本年はご来場を見合わせ、同封の議決権行使書用紙にて議決権を行使していただくことをご検討下さいますようお願い申し上げます。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.maruzen-kitchen.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年３月１日から
2021年２月28日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、一昨年度からの米中貿易摩擦の深刻化や昨年度の消費税増税等の影響による景気の後退感に加え、当年度は通期にわたり世界的な新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動、消費活動の減退により極めて厳しい状況が続きました。

当社グループの主要顧客である外食・中食産業におきましても、新型コロナの影響により、飲食店等における営業自粛や営業時間の短縮、外出自粛や消費マインドの減退、インバウンドの蒸発などにより、飲食・宿泊市場では売り上げが大きく減少し、また閉店が拡大しました。一方、スーパーマーケットやテイクアウト、デリバリー等では売り上げが増加するなど業種・業態により影響はまちまちですが、全体的には大変厳しい環境が続いております。

このような状況の中、当連結会計年度の売上高は、454億10百万円（前期比15.2％減）、営業利益は33億88百万円（同29.6％減）、経常利益は37億10百万円（同28.6％減）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては25億４百万円（同30.3％減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

①　業務用厨房部門「業務用厨房機器製造販売業」

主たる事業の業務用厨房部門では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により外食、ホテル・旅館等において年度を通して厳しい状況が続きました。それに対し、当社グループの多岐にわたる販売先業種・業態の中でも、新型コロナの影響を受けにくい福祉施設や病院、給食、学校などのいわゆる集団給食や、業況好調な食品スーパー等への営業を推進しました。

また、新型コロナウイルスへの対策として、自動手指洗浄消毒器などの衛生関連機器や、テイクアウト、デリバリー対応機器等の提案販売、Webによる調理セミナーの実施など、お客様の安心安全と顧客満足度の向上に注力いたしました。

一方経費の面では、営業部門はリモートの活用による旅費交通費の削減、配送費用の削減、調理講習会をWebセミナーで実施すること等による販促費の削減を行いました。

また製造部門では就業時間内の生産に努め残業を抑制しました。

以上の結果、売上高は426億円（前期比16.0％減）、営業利益は34億１百万円（同34.7％減）となりました。

② ベーカリー部門「ベーカリー機器製造販売業」

ベーカリー部門では、引き続き国内製パンメーカーへの拡販とともに、売上拡大に向けて異業種の各種食品メーカーの新規開拓に取り組みました。その結果、売上高は23億７百万円（前期比0.6％減）、営業利益は利益管理の強化等により３億16百万円（同956.0％増）となりました。

③ ビル賃貸部門「ビル賃貸業」

５物件を有する土地と資金の有効活用を目的としたビル賃貸部門の業績は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から一部賃料の一定期間の減額等を行ったため、売上高は５億41百万円（前期比8.6％減）、営業利益は３億64百万円（同10.4％減）となりました。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、10億86百万円で、これらに伴う資金は、全額自己資金により充当いたしました。

なお、当連結会計年度中に実施した記載すべき重要な設備投資は下記のとおりであります。

会社名	セグメント名	部門名	内容	金額
株式会社マルゼン	業務用厨房機器製造販売業	横浜支社	販売事業所の拡充	百万円 315
		沖縄営業所		222
マルゼン工業株式会社		九州工場	工場内空調設備工事	182
		九州工場、東北工場	生産用機械設備	219

⑶ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社グループの販売先は、レストラン・ラーメン・居酒屋チェーン等の外食産業、学校・病院・福祉施設等の集団給食、さらにはスーパー・コンビニ・ドラッグストア・弁当惣菜等の中食産業に至るまで非常に幅広く、多品種少量が特徴であります。また、新型コロナウイルスへの対策としての衛生関連機器や飲食業界におけるテイクアウト、デリバリー等への業態転換に対応する厨房機器への需要が高まっております。

当社グループといたしましては、これら幅広い業種業態のお客様に対応するため、時代のニーズにマッチした自社オリジナル製品のラインアップ拡充とあわせ、営業提案、短納期、アフターサービス、お客様専用の特注製品対応にいたるまでの総合的なサービス体制の充実に努めております。また、東南アジアを中心とした海外販売への取り組みも強化してまいります。

さらにはメーカーとして高品質・高機能・低価格で安全性も高い厨房機器の開発・製造を行って自社製品比率の向上につなげ、かつ、サービスメンテナンス体制の強化、消耗品・保守契約等の販売を強化して、収益力の向上につなげてまいります。一方では、業務効率化、生産性の向上等、効率経営を強化してコスト削減を推進してまいります。

⑸ 直前３事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区分＼期別	第57期 2017年度	第58期 2018年度	第59期 2019年度	第60期 2020年度 (当連結会計年度)
売上高	百万円 49,895	51,518	53,580	45,410
経常利益	百万円 4,648	4,944	5,197	3,710
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 3,200	3,383	3,593	2,504
１株当たり当期純利益	円 186.37	209.21	222.23	154.78
総資産	百万円 51,207	53,749	55,968	55,295
純資産	百万円 32,266	34,535	37,027	39,070
１株当たり純資産額	円 1,995.38	2,135.72	2,289.79	2,414.32

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区分＼期別	第57期 2017年度	第58期 2018年度	第59期 2019年度	第60期 2020年度 (当事業年度)
売上高	百万円 47,264	48,758	51,293	43,141
経常利益	百万円 4,339	4,696	4,946	3,086
当期純利益	百万円 2,998	3,227	3,439	2,093
１株当たり当期純利益	円 174.65	199.58	212.69	129.42
総資産	百万円 45,632	48,197	50,123	49,830
純資産	百万円 30,037	32,105	34,470	36,092
１株当たり純資産額	円 1,857.56	1,985.44	2,131.67	2,230.26

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

⑹ 主要な事業内容（2021年２月28日現在）

当社グループは、当社および子会社４社で構成されております。
各社の主な事業内容は次のとおりであります。

会社名	主な事業内容
株式会社マルゼン	業務用厨房機器の仕入および販売並びにビルの賃貸
マルゼン工業株式会社	業務用厨房機器の製造および当社への販売
株式会社フジサワ・マルゼン	ベーカリー工場設備・機器の製造、販売および当社への販売
台湾丸善股份有限公司	業務用厨房機器の台湾での販売およびマルゼン工業への部品の供給
Maruzen (Thailand) Co.,Ltd.	業務用厨房機器のタイ王国での販売

⑺ 主要な事業所および工場（2021年２月28日現在）

名称		所在地
当社	マルゼン工業株式会社	
本社・営業本部・東京支社	本社	東京都台東区
大阪支社	－	大阪府大阪市西区
名古屋支社	－	愛知県名古屋市中村区
北日本物流センター	東北工場	青森県十和田市
西日本物流センター	九州工場	福岡県八女郡
東日本物流センター	首都圏工場	埼玉県春日部市

⑻ 従業員の状況（2021年２月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメント名	従業員数（人）		前期末比増減（人）	
業務用厨房機器製造販売業	1,248	(302)	1	(△17)
ベーカリー機器製造販売業	76	(11)	1	(－)
ビル賃貸業	1	(－)	－	(－)
全社（共通）	46	(18)	1	(－)
合計	1,371	(331)	3	(△17)

（注）１．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外からの出向者を含む。）であり、臨時雇用者は（ ）に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）として記載されている従業員および臨時雇用者は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数（人）	前期末比増減（人）	平均年齢	平均勤続年数
893(158)	△4(△3)	39歳11カ月	13年7カ月

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は（ ）に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑼ 重要な親会社および子会社の状況（2021年2月28日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
マルゼン工業株式会社	10百万円	100.0%	業務用厨房機器の製造および当社への販売
株式会社フジサワ・マルゼン	10百万円	100.0%	ベーカリー工場設備・機器の製造、販売および当社への販売

⑽ 主要な借入先の状況（2021年2月28日現在）

該当事項はありません。

⑾ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

⑴ 株式の状況（2021年２月28日現在）

① 発行可能株式総数　65,000,000株
② 発行済株式の総数　19,780,000株
③ 株主数　2,307名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社マサトヨ	3,739千株	23.1%
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライスド ストック ファンド（プリンシパル オールセクター サブポートフォリオ）	1,557	9.6
光通信株式会社	1,098	6.7
渡辺恵一	1,004	6.2
マルゼン従業員持株会	554	3.4
渡辺雄大	506	3.1
石川しのぶ	484	2.9
渡辺直子	337	2.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	321	1.9
ゴールドマン サックス インターナショナル	276	1.7

（注）１．上位10名の株主を記載しております。
２．持株比率は、自己株式（3,597,000株）を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況（2021年２月28日現在）

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3．会社役員に関する事項

⑴ 取締役および監査役の状況（2021年２月28日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡辺　恵一	マルゼン工業株式会社代表取締役社長 株式会社フジサワ・マルゼン代表取締役社長 台湾丸善股份有限公司董事長 Maruzen（Thailand）Co.,Ltd.代表取締役社長
取締役副社長	渡辺　雄大	営業本部長兼海外営業・商品購買担当 株式会社フジサワ・マルゼン取締役副社長
専務取締役	萬實　房男	管理本部長 マルゼン工業株式会社専務取締役 台湾丸善股份有限公司監察人
常務取締役	竹原　直之	近畿・中部・九州事業部担当
常務取締役	山野井　誠	東関東・南関東・信越・北海道・東北事業部担当
取締役	箭内　隆	首都圏事業部・営業開発部担当兼首都圏事業部長
取締役	種村浩樹	中四国事業部長
取締役	中丸　康	
常勤監査役	久野敬之	マルゼン工業株式会社監査役 株式会社フジサワ・マルゼン監査役
監査役	長坂　修	税理士
監査役	古明地　宏	

（注）１．取締役　中丸　康氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役　久野敬之氏、監査役　長坂　修氏および古明地宏氏は、社外監査役であります。
３．監査役　長坂　修氏は税理士資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、社外取締役および社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．2020年７月10日付で吉田　正雄氏は、社外取締役を辞任いたしました。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑶ 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の額	摘　　要
取　締　役	8名	204,846千円	（内社外取締役1名の報酬等2,294千円）
監　査　役	3	8,284	（内社外監査役3名の報酬等8,284千円）
計	11	213,130	

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．2012年5月24日開催の第51回定時株主総会の決議による報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まない。）は次のとおりであります。

取締役　年額　300,000千円

監査役　年額　30,000

また、2020年5月26日開催の第59回定時株主総会において、上記報酬額とは別枠で、取締役に対して譲渡制限付株式報酬制度年額100,000千円以内（社外取締役を除く。）とすることを決議いただいております。

3．上表には、当事業年度における以下の各費用処理額が含まれております。

⑴　役員賞与引当金の費用処理額55,202千円（取締役52,898千円、監査役2,304千円）

⑵　譲渡制限付株式報酬の費用処理額14,883千円（社外取締役を除く。）

⑶　2020年3月から5月までの3カ月分の役員退職慰労金の費用処理額6,000千円（取締役5,900千円、監査役100千円）

4．上記のほか、当事業年度に退任した社外取締役1名に対して報酬等を620千円支給しております。

5．2020年5月26日開催の第59回定時株主総会の決議に基づく、役員退職慰労引当金制度廃止に伴う打切り支給予定額の残高は、次のとおりであります。なお、これらの金額には、上記および過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

取締役8名　261,800千円（うち社外取締役1名　500千円）

監査役3名　6,100千円（うち社外監査役3名　6,100千円）

⑷ 社外役員に関する事項

社外取締役および監査役の活動状況

当事業年度の取締役会には、社外取締役　中丸　康氏および常勤監査役　久野敬之氏、監査役　長坂　修氏並び古明地宏氏は、開催された15回全てに出席しております。また、吉田　正雄氏は、2020年7月10日退任までに開催された取締役会6回中5回に出席いたしました。会議では財務諸表関係、リスク管理関係、法令遵守関係を含めた内部統制関連のみならず、グループ各社の諸施策や当社をめぐる業界動向等についても活発な質疑、意見交換を行っております。

なお、長坂　修氏は税理士としての専門的見地からの発言も行っております。

当事業年度の監査役会には、常勤監査役　久野敬之氏、監査役　長坂修氏および古明地宏氏は、開催された14回全てに出席しております。監査結果や重要会議の内容等についての報告や意見交換等を行うほか、監査の計画や方法等について協議を行っております。

また、経営トップと定期的に意見交換会を実施するとともに、事業所やグループ会社の工場等の現場往査も行っております。

なお、久野敬之氏はマルゼン工業株式会社および株式会社フジサワ・マルゼンの監査役であります。マルゼン工業株式会社および株式会社フジサワ・マルゼンは、当社の完全子会社であります。

4．会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

⑵ 会計監査人の報酬等の額

	金　　額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分はできませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第１項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、若しくは監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

⑴ 当社および子会社の取締役並びに従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社および子会社の取締役並びに従業員が法令および定款を遵守し業務を適正に遂行するために、「取締役会規則」「就業規則」の中に関連規程を定める。

② 監査役、監査役会および内部監査室を置き、それぞれ「監査役会規則・監査役監査規則」「内部監査規程・内部監査実施要領」に則り、当社および子会社の取締役並びに従業員の職務の執行が法令および定款に適合していることを監査する。

③ コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス報告書により報告された事項について、緊急を要する場合は随時、その他については月一回の定例会議において討議し対処する。

④ 当社および子会社の取締役並びに従業員の法令違反に問われかねない職務の執行等はコンプライアンス報告書により、事故・事件や自然災害並びに当社および子会社の取締役並びに従業員の不正行為等は危機管理報告書により適切に通報される体制を構築する。

⑵ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報の保存および管理が適切に実施されるために「文書管理規程」を定める。

⑶ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 事業の推進に伴って生じるすべてのリスクを詳細に把握・分析し、これに備える。

㈠ 主要販売先・主要仕入先等の経営リスク
㈡ 製品の不具合により生じる製造物責任リスク等
㈢ 自社製品の販売比率低下により生じる財務リスク
㈣ 製品の製造に係る原料の供給リスクや自然災害を含む生産途絶（減少）リスク等
㈤ 製品の供給や輸送インフラ等の不具合により生じるリスク
㈥ 当社の経営者の不適切な経営判断や優秀な幹部社員の退職等による人的な経営リスク
㈦ 保有資産の外為、証券、不動産等の相場変動リスク
㈧ 知的財産について生じるリスク

② 危機管理委員会を設置し、危機管理報告書により報告された事項について、緊急を要する場合は随時、その他については月一回の定例会議において討議し対処する。

③ メーカーとして製品の品質や安全性のレベル向上に重点を置き、外部検査機関の検査基準に基づく製品作りを行う。また研究開発部門が製品の抜き取り検査を実施し、かつガス燃焼製品については製造部門が規格製品の抜き取り検査、並びに特注オーダー製品の全品検査を実施し、検査結果は毎月定例の経営会議において報告を行う。

④ 内部監査室は、各部署の業務全般における日々のリスクを把握し、リスク回避の指導を実施する。

⑷ 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 効率良く迅速な意思決定が行えるシンプルでフラットな組織作りを重視し、取締役会は経営環境の変化に迅速に対応できるスピード経営をモットーに構成する。

② 取締役は「取締役会規則」「業務分掌規程」「職務権限規程」に則り、適正に職務を執行する。

③ 毎月定例の取締役会および当社と子会社とで合同で行う経営会議等の重要会議を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して十分な議論を行い、重要事項に関しては迅速かつ的確な意思決定を行う。

④ グループ企業理念並びに全社共通目標を基に、中・長期計画および単年度計画を策定し、企業集団全体での意思統一により効率的に職務を執行できる体制を確保し、かつ業績の進捗管理を行う。

⑸ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 企業集団として統一の経営理念を定める。

② 毎月定例の取締役会および経営会議等の重要会議には、子会社取締役が参加して月次の業績報告等を行うほか、十分な意見交換並びに必要な指導により業務の適正を確保する。

③ コンプライアンス委員会、危機管理委員会は子会社取締役を含めて組織する。

④ 当社の内部監査室が子会社の監査も実施し、その監査結果は適宜に代表取締役社長に報告するほか、毎月定例の経営会議において報告を行う。

⑹ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「関連会社管理規程」に基づき、子会社の経営の基本方針および計画に関する事項については事前に当社と協議を行うものとし、毎月の営業成績、取締役会の議事、その他重要な事項については定時報告を行うものとする。

⑺ 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役が求めた場合、その職務を補助する従業員を選任する。従業員の人選等については監査役会の意向を尊重し、協議の上決定する。

⑻ 前号の従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務補助者として選任した従業員は、監査役から要請を受けた業務に関して上長の指揮命令を受けないものとし、またその従業員の異動、評価、懲戒等は予め監査役会の意見を尊重して決定する。また当該従業員は監査役の要請を受けた業務を優先して従事するものとする。

⑼ 当社および子会社の取締役並びに従業員が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役は、毎月定例の取締役会並びに当社と子会社とで合同で行う経営会議等の重要会議に出席し、重要事項は適宜報告を受けられる体制とし、かつ必要に応じて当社および子会社の取締役並びに従業員に対し報告を求めることができることとする。なおコンプライアンス委員会、危機管理委員会にもオブザーバーとして参加する。

② 当社および子会社の取締役並びに従業員は、会社に著しく影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合、その都度監査役に報告するとともに、当該事項に係るコンプライアンス報告書、危機管理報告書を含め、稟議書および報告書等は、監査役にも回議する体制とする。

③ 当社は、監査役への報告を行った当社および子会社の取締役および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役並びに従業員へ周知する。

⑽ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求が監査役または監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

⑾ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、「監査役会規則」「監査役監査規則」に則り、取締役の職務執行全般について監査を実施する。

② 監査役は、内部監査室と意見交換を密にして、全社的にコンプライアンス体制を監視・評価する。

③ 監査役は、代表取締役社長並びに監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

6．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

⑴ 内部統制システム全般について

当社および当社グループ会社の内部統制システムが有効に機能しているかについて、当社の内部監査室が内部統制監査および内部監査を実施することにより確認し、改善に取り組んでおります。

⑵ コンプライアンスについて

当社および当社グループ会社が法律や企業倫理を遵守するために、毎月の経営会議において、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの意識向上を図っております。

⑶ 危機管理について

当社および当社グループ会社の事業活動が深刻な影響を及ぼす虞がある事態を「危機」と定義し、毎月の経営会議において、危機管理委員会を開催し、損失の極小化および再発の防止に対処しております。

7．会社の支配に関する基本方針

特に方針を定めておりません。

8．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元をもっとも重要な課題の一つと考え、配当を安定的かつ継続的に行うことおよび中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、内部留保資金につきましては、将来の安定拡大に向けた研究開発や設備投資等、マーケットシェア拡大のための投資等を行い、企業価値向上のための投資に優先的に活用してまいります。

当事業年度の配当につきましては、期末配当金については15円とし、中間配当の15円と合わせて年間30円とすることといたしました。

［備　考］本事業報告記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2021年２月28日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**36,140,636**	**流動負債**	**13,372,692**
現金及び預金	22,618,706	支払手形及び買掛金	10,341,637
受取手形及び売掛金	8,141,261	リース債務	7,947
商品及び製品	3,783,915	未払法人税等	437,718
仕掛品	511,594	賞与引当金	615,000
原材料及び貯蔵品	954,297	役員賞与引当金	55,202
その他	141,456	設備支払手形	520,819
貸倒引当金	△10,595	その他	1,394,366
固定資産	**19,155,285**	**固定負債**	**2,852,237**
有形固定資産	**16,536,018**	リース債務	16,053
建物及び構築物	6,951,253	土地再評価に係る繰延税金負債	172,186
機械装置及び運搬具	1,585,184	役員退職慰労引当金	23,400
土地	7,893,156	退職給付に係る負債	1,791,993
リース資産	7,520	長期設備支払手形	508,993
その他	98,904	その他	339,609
無形固定資産	**30,612**	**負債合計**	**16,224,929**
ソフトウエア	16,230	（純資産の部）	
リース資産	14,382	**株主資本**	**42,473,427**
投資その他の資産	**2,588,655**	**資本金**	**3,164,950**
投資有価証券	1,936,728	**資本剰余金**	**2,505,468**
長期貸付金	30,527	**利益剰余金**	**40,102,717**
繰延税金資産	431,497	**自己株式**	**△3,299,707**
その他	198,789	**その他の包括利益累計額**	**△3,402,434**
貸倒引当金	△8,887	**その他有価証券評価差額金**	**1,118,707**
		土地再評価差額金	**△4,556,460**
		退職給付に係る調整累計額	**35,318**
		純資産合計	**39,070,993**
資産合計	**55,295,922**	**負債純資産合計**	**55,295,922**

連結損益計算書

（2020年３月１日から
2021年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**45,410,642**
売上原価		**32,111,953**
売上総利益		**13,298,689**
販売費及び一般管理費		9,910,035
営業利益		**3,388,653**
営業外収益		
受取利息	341	
受取配当金	68,372	
固定資産賃貸料	22,723	
仕入割引	125,557	
作業くず売却収入	84,920	
その他	26,197	328,113
営業外費用		
支払利息	1,044	
売上割引	4,669	
その他	84	5,797
経常利益		**3,710,969**
特別利益		
固定資産売却益	14,930	14,930
特別損失		
固定資産除却損	123	
投資有価証券評価損	20,100	20,223
税金等調整前当期純利益		**3,705,676**
法人税、住民税及び事業税	1,167,008	
法人税等調整額	34,440	1,201,448
当期純利益		**2,504,228**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,504,228**

連結株主資本等変動計算書

（2020年３月１日から
2021年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,164,950	2,494,610	38,099,786	△3,311,174	40,448,172
当期変動額					
剰余金の配当			△501,473		△501,473
親会社株主に帰属する当期純利益			2,504,228		2,504,228
自己株式の処分				11,466	11,466
自己株式処分差益		10,858			10,858
土地再評価差額金の取崩			175		175
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	10,858	2,002,930	11,466	2,025,255
当期末残高	3,164,950	2,505,468	40,102,717	△3,299,707	42,473,427

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,111,385	△4,556,285	23,760	△3,421,139	37,027,032
当期変動額					
剰余金の配当					△501,473
親会社株主に帰属する当期純利益					2,504,228
自己株式の処分					11,466
自己株式処分差益					10,858
土地再評価差額金の取崩		△175		△175	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,321	－	11,558	18,880	18,880
当期変動額合計	7,321	△175	11,558	18,704	2,043,960
当期末残高	1,118,707	△4,556,460	35,318	△3,402,434	39,070,993

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲等に関する事項

⑴ 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	２社
連結子会社の名称	マルゼン工業株式会社 株式会社フジサワ・マルゼン

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称	台湾丸善股份有限公司 Maruzen（Thailand）Co.,Ltd.
連結子会社の範囲から除いた理由	当該子会社については、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の額が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

⑵ 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称	台湾丸善股份有限公司 Maruzen（Thailand）Co.,Ltd.
持分法を適用していない理由	当該子会社については、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

⑶ 連結子会社の事業年度等に関する事項　連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

2．会計方針に関する事項

⑴ 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

② たな卸資産

製品、原材料、仕掛品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
商品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降取得の建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物　　８年～65年 機械装置及び運搬具　　４年～10年
②　無形固定資産 （リース資産を除く）	ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。
③　リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金	売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
②　賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。
③　役員賞与引当金	役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
④　役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。
⑷　退職給付に係る負債の計上基準	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌連結会計年度から損益処理しております。 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
⑸　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
⑹　消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

（追加情報）

（役員退職慰労引当金制度廃止に伴う打ち切り支給）

当社は従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による要支給額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、2020年５月26日に開催された第59回定時株主総会において、役員退職慰労引当金制度廃止に伴う打ち切り支給が決議されました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を取り崩し、打ち切り支給額の未払金267,900千円を、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　18,410,368千円

２．土地再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税の課税標準価格に合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日	2002年２月28日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	519,037千円
（上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの）	340,581千円

３．連結会計年度末日満期手形

当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形	139,739千円
支払手形	1,852,414
設備支払手形	136,719

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．連結会計年度の末日における発行済株式の総数　19,780,000株

２．配当に関する事項

⑴　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年５月26日定時株主総会	普通株式	258,728	16.00	2020年２月29日	2020年５月27日
2020年10月９日取締役会	普通株式	242,745	15.00	2020年８月31日	2020年11月５日

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年５月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年５月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	242,745	15.00	2021年２月28日	2021年５月27日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当社グループは、基本として自己資金内での資金計画を行っております。

資金運用については、主に流動性の高い金融資産で運用し、元本が保証されるか若しくはそれに準じた安全性を確保しつつ、安定的な運用成果の得られるものを対象としております。

また、短期的な資金調達については、銀行借入により行っております。

⑵ 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、販売規程に基づき充分な与信管理を行っております。

また、一方で顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に長期保有を目的とした業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクおよび発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが５カ月以内の支払期日であります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2021年２月28日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。

（（注）２．参照）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
⑴ 現金及び預金	22,618,706	22,618,706	－
⑵ 受取手形及び売掛金	8,141,261	8,141,261	－
⑶ 投資有価証券	1,803,484	1,803,484	－
⑷ 長期貸付金	30,527		
貸倒引当金（※１）	△4,982		
	25,544	25,541	△3
資産計	32,588,998	32,588,995	△3
⑴ 支払手形及び買掛金	10,341,637	10,341,637	－
⑵ 未払法人税等	437,718	437,718	－
⑶ 設備支払手形	520,819	520,819	－
⑷ 長期設備支払手形	508,993	503,228	△5,765
負債計	11,809,168	11,803,403	△5,765
デリバティブ取引	－	－	－

（※１）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）１．金融商品の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資　産

⑴ 現金及び預金、⑵ 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑷ 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定方法は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

⑴ 支払手形及び買掛金、⑵ 未払法人税等、⑶ 設備支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑷ 長期設備支払手形

長期設備支払手形の時価の算定方法は、金融機関からの新規借入を行った場合の利率等を想定して、当該支払手形が決済される期間に対応した現在価値に割り引いて算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等	133,243

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産⑶　投資有価証券」には、含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

1．賃貸等不動産の概要

当社では、東京都に介護型老人ホーム（土地を含む。）を、北海道札幌市、神奈川県、大阪府にビジネスホテル（土地を含む。）を、埼玉県に物流倉庫（土地を含む。）を有しております。なお、大阪府のビジネスホテルについては、当社の事務所として一部を使用しているため、「賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産」としております。

2．賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価および当該時価の算定方法

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価（千円）
	当連結会計年度期首残高（千円）	当連結会計年度増減額（千円）	当連結会計年度末残高（千円）	
賃貸等不動産	2,437,706	△51,979	2,385,727	4,874,000
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,307,587	△47,490	1,260,097	4,928,000

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額等を控除した金額であります。

2．時価の算定方法

不動産鑑定士による鑑定評価額および当該評価額に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

3．賃貸等不動産に関する損益

	賃貸収益（千円）	賃貸費用（千円）	差額（千円）
賃貸等不動産	373,457	99,359	274,098
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	159,360	77,855	81,504

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額　2,414.32円

2．1株当たり当期純利益　154.78円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸借対照表

（2021年２月28日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**32,393,701**	**流動負債**	**11,972,647**
現金及び預金	22,579,884	支払手形	7,304,769
受取手形	1,918,329	買掛金	2,167,912
売掛金	5,523,549	リース債務	7,947
商品及び製品	338,496	未払金	350,871
原材料及び貯蔵品	23,872	未払費用	279,508
前渡金	1,935,071	未払法人税等	277,143
前払費用	34,323	未払消費税等	96,602
その他	45,175	前受金	347,108
貸倒引当金	△5,000	預り金	32,286
固定資産	**17,437,005**	賞与引当金	497,000
有形固定資産	**10,553,694**	役員賞与引当金	55,202
建物	4,369,455	設備支払手形	136,851
土地	5,960,995	関係会社設備立替手形	41,821
リース資産	7,520	その他	377,623
その他	215,722	**固定負債**	**1,765,833**
無形固定資産	**14,382**	リース債務	16,053
リース資産	14,382	土地再評価に係る繰延税金負債	172,186
投資その他の資産	**6,868,928**	退職給付引当金	1,237,983
投資有価証券	1,870,351	その他	339,609
関係会社株式	148,130	**負債合計**	**13,738,481**
長期貸付金	5,627	（純資産の部）	
関係会社長期貸付金	4,550,000	**株主資本**	**39,529,978**
繰延税金資産	161,287	**資本金**	**3,164,950**
その他	142,419	**資本剰余金**	**2,505,468**
貸倒引当金	△8,887	資本準備金	2,494,610
		その他資本剰余金	10,858
		自己株式処分差益	10,858
		利益剰余金	**37,159,268**
		利益準備金	354,000
		その他利益剰余金	36,805,268
		別途積立金	11,370,000
		繰越利益剰余金	25,435,268
		自己株式	**△3,299,707**
		評価・換算差額等	**△3,437,752**
		その他有価証券評価差額金	**1,118,707**
		土地再評価差額金	**△4,556,460**
		純資産合計	**36,092,225**
資産合計	**49,830,707**	**負債純資産合計**	**49,830,707**

損 益 計 算 書

（2020年３月１日から
2021年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**43,141,899**
売上原価		**31,292,318**
売上総利益		**11,849,581**
販売費及び一般管理費		9,579,857
営業利益		**2,269,723**
営業外収益		
受取利息及び配当金	116,558	
固定資産賃貸料	223,095	
受取手数料	456,361	
仕入割引	101,593	
その他	73,981	971,591
営業外費用		
支払利息	1,044	
支払手数料	148,769	
その他	4,751	154,565
経常利益		**3,086,749**
特別利益		
固定資産売却益	14,869	14,869
特別損失		
固定資産除却損	85	
投資有価証券評価損	20,100	20,185
税引前当期純利益		**3,081,434**
法人税、住民税及び事業税	951,498	
法人税等調整額	36,034	987,532
当期純利益		**2,093,901**

株主資本等変動計算書

（2020年３月１日から
2021年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,164,950	2,494,610	－	2,494,610	354,000	11,370,000	23,842,664	35,566,664
当期変動額								
剰余金の配当							△501,473	△501,473
当期純利益							2,093,901	2,093,901
自己株式の処分								
自己株式処分差益			10,858	10,858				
土地再評価差額金の取崩							175	175
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	10,858	10,858	－	－	1,592,603	1,592,603
当期末残高	3,164,950	2,494,610	10,858	2,505,468	354,000	11,370,000	25,435,268	37,159,268

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△3,311,174	37,915,049	1,111,385	△4,556,285	△3,444,899	34,470,150
当期変動額						
剰余金の配当		△501,473				△501,473
当期純利益		2,093,901				2,093,901
自己株式の処分	11,466	11,466				11,466
自己株式処分差益		10,858				10,858
土地再評価差額金の取崩		175		△175	△175	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			7,321		7,321	7,321
当期変動額合計	11,466	1,614,928	7,321	△175	7,146	1,622,075
当期末残高	△3,299,707	39,529,978	1,118,707	△4,556,460	△3,437,752	36,092,225

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準および評価方法

⑴ 子会社株式	移動平均法による原価法
⑵ その他有価証券	① 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
	② 時価のないもの 移動平均法による原価法

2．たな卸資産の評価基準および評価方法

⑴ 製品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
⑵ 商品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
⑶ 貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降取得の建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　　８年～65年
⑵ 無形固定資産 （リース資産を除く）	ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。
⑶ リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金	売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
⑵ 賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

⑶ 役員賞与引当金	役員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
⑷ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌事業年度から損益処理しております。
⑸ 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。
６．消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

（追加情報）

（役員退職慰労引当金制度廃止に伴う打ち切り支給）

当社は従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による要支給額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、2020年５月26日に開催された第59回定時株主総会において、役員退職慰労引当金制度廃止に伴う打ち切り支給が決議されました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を取り崩し、打ち切り支給額の未払金267,900千円を、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額	8,606,144千円
２．関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
⑴ 短期金銭債権	1,977,658千円
⑵ 短期金銭債務	356,346千円

３．土地再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税の課税標準価格に合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日	2002年２月28日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	519,037千円
（上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの）	340,581千円

４．期末日満期手形

当期の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形	139,739千円
支払手形	1,852,414
設備支払手形	102,042
関係会社設備立替手形	1,862

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高	営業取引	売上高	96,920千円
		仕入高	11,804,435
		その他	41,112
	営業取引以外の取引高		992,396

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	3,597,000株

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	152,181千円
未払事業税	26,514
貸倒引当金	1,531
長期未払金	82,030
退職給付引当金	379,070
その他	91,691
小計	733,020
評価性引当額	△88,145
繰延税金資産小計	644,874
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△483,587
繰延税金負債小計	△483,587
繰延税金資産の純額	161,287
土地再評価に係る繰延税金資産	1,514,651
評価性引当額	△1,514,651
土地再評価に係る繰延税金負債	△172,186
小計	△172,186
計	△10,899

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
住民税均等割	2.8
試験研究費の特別税額控除	△1.1
評価性引当額の増減	0.1
その他	△0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.1

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機および周辺機器等の一部についてはリース契約により使用しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社および関連会社等

（単位：千円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有者）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(注6)	科目	期末残高(注6)
子会社	マルゼン工業㈱	所有 直接100.0%	同社製品の仕入 資金の援助 役員の兼任	製品の仕入(注1)	11,765,775	前渡金	1,935,071
				手数料の受取(注2)	333,368		
				固定資産の賃貸（注3）	210,984		
				購買業務の委託(注4)	148,769		
				資金の貸付(注5)	－	長期貸付金	4,250,000
子会社	㈱フジサワ・マルゼン	所有 直接100.0%	同社製品の仕入 資金の援助 役員の兼任	製品の仕入(注1)	38,659	その他	－
				手数料の受取(注2)	122,993		
				資金の貸付(注5)	－	長期貸付金	300,000

取引条件および取引条件の決定方針等

（注１）価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

（注２）製品運送に関する費用および役務提供に関する費用の手数料の受取りについては、契約に基づき実際に発生した金額並びに契約金額で行っております。

（注３）固定資産の賃貸料については、近隣の相場価格を参考に決定しております。

（注４）購買業務委託手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

（注５）マルゼン工業㈱および㈱フジサワ・マルゼンに対する貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

（注６）取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　2,230.26円

２．１株当たり当期純利益　129.42円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年４月15日

株式会社マルゼン
取締役会　御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北方宏樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村広樹 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社マルゼンの2020年３月１日から2021年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マルゼン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年４月15日

株式会社マルゼン
取締役会　御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　北方宏樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　大村広樹 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社マルゼンの2020年３月１日から2021年２月28日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年３月１日から2021年２月28日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年４月16日

株式会社マルゼン　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　久野敬之　㊞

監査役（社外監査役）　長坂　修　㊞

監査役（社外監査役）　古明地　宏　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当につきましては、株主様への利益還元をもっとも重要な課題の一つと考え、安定的かつ継続的に行うことを基本方針としております。また、内部留保につきましては、将来の安定拡大に向けた研究開発や設備投資、マーケットシェア拡大のための投資等、企業価値向上のための投資に優先的に活用してまいります。

この方針にもとづいて、当期の期末配当金を以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この割当てにおいては自己株式3,597,000株を除外しており、この場合の配当総額は242,745,000円となります。

（注）中間配当は15円であり、これを合わせた年間配当金は、１株につき金30円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年５月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当期中に社外取締役１名の辞任があったため、新たに社外取締役を選任いたしたいと存じます。つきましては取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	渡辺恵一（わたなべけいいち） (1955年５月22日生)	1980年２月　当社入社 1992年５月　取締役統轄製造本部長 1995年５月　常務取締役統轄製造本部長 1996年３月　常務取締役営業本部副本部長 2006年３月　代表取締役社長（現任） マル厨工業株式会社（現　マルゼン工業株式会社）代表取締役社長（現任） 株式会社フジサワ・マルゼン代表取締役社長（現任） 台湾丸善股份有限公司董事長（現任） 2013年９月　Maruzen（Thailand）Co.,Ltd. 代表取締役社長（現任）	1,004,000株
	取締役候補者とした理由 渡辺恵一氏は、2006年３月より当社代表取締役として強いリーダーシップを発揮し、当社の企業規模を拡大してきた実績から、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。		
2	渡辺雄大（わたなべゆうだい） (1983年９月19日生)	2008年３月　当社入社 2016年３月　東関東事業部長 2017年５月　取締役北関東・中四国・九州事業部、商品購買課、海外事業課担当 株式会社フジサワ・マルゼン常務取締役 2018年３月　常務取締役営業本部副本部長 兼　海外営業・商品購買担当 2019年３月　専務取締役営業本部副本部長 兼　海外営業・商品購買担当 株式会社フジサワ・マルゼン専務取締役 2019年５月　専務取締役営業本部長 兼　海外営業・商品購買担当 2020年３月　取締役副社長営業本部長 兼　海外営業・商品購買担当（現任） 株式会社フジサワ・マルゼン取締役副社長（現任）	506,500株
	取締役候補者とした理由 渡辺雄大氏は、国内営業部門で実績を上げ、また海外営業や商品購買にも手腕を発揮していることから、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	萬實房男（ばんみふさお） (1954年1月25日生)	1976年４月　当社入社 1991年２月　台湾丸善股份有限公司監察人（現任） 1994年３月　経理部長 1995年５月　取締役経理部長 1996年３月　取締役管理本部長兼経理部長 2006年３月　マル厨工業株式会社（現　マルゼン工業株式会社）取締役 2011年５月　常務取締役管理本部長 マル厨工業株式会社（現　マルゼン工業株式会社）常務取締役 2019年３月　専務取締役管理本部長（現任） マルゼン工業株式会社専務取締役（現任）	17,000株
	取締役候補者とした理由 萬實房男氏は、1994年より経理部門、1996年からは管理部門全体を管掌して財務内容の一層の改善を続けてきた実績から、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。		
4	竹原直之（たけはらなおゆき） (1954年5月19日生)	1985年10月　当社入社 2001年３月　近畿ブロック長 2009年３月　近畿・中部営業担当兼近畿ブロック長 2013年５月　取締役近畿・中部事業部担当兼近畿事業部長 2019年３月　常務取締役近畿・中部・九州事業部担当（現任）	16,500株
	取締役候補者とした理由 竹原直之氏は、長年営業部門長を歴任して豊富な経験と業界知識を有し、担当する３事業部の運営に実績を示していることから、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	山野井 誠（やまのい まこと） (1964年9月27日生)	1989年４月　当社入社 2005年３月　南関東ブロック長 2015年５月　取締役東関東・南関東事業部担当 2018年３月　取締役東関東・南関東・北海道・東北事業部担当 2019年３月　常務取締役東関東・南関東・信越・北海道・東北事業部担当（現任）	3,500株
	取締役候補者とした理由 山野井誠氏は、長年営業部門長を歴任して豊富な経験と業界知識を有し、担当する５事業部の運営に実績を示していることから、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。		
6	箭内 隆（やない たかし） (1960年４月30日生)	1984年４月　当社入社 2009年３月　首都圏ルート支店長 2016年３月　首都圏ルート支社長 2017年３月　首都圏事業部長 2017年５月　取締役首都圏事業部長 2019年２月　取締役首都圏事業部・営業開発部担当兼首都圏事業部長（現任）	2,000株
	取締役候補者とした理由 箭内隆氏は、長年営業部門長を歴任して豊富な経験と業界知識を有し、担当事業部門の運営に実績を示していることから、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。		
7	種村 浩樹（しゅむら ひろき） (1961年10月31日生)	1984年４月　当社入社 2002年３月　中四国ブロック長 2013年３月　中四国事業部長 2018年５月　取締役中四国事業部長（現任）	6,000株
	取締役候補者とした理由 種村浩樹氏は、長年営業部門長を歴任して豊富な経験と業界知識を有し、担当事業部の運営に実績を示していることから、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	中丸　康（なかまる　やすし） (1952年9月8日生)	2004年６月　中央不動産株式会社（現　中央日本土地建物株式会社）　執行役員経営企画部長 2011年６月　同社　常務執行役員　開発事業部門担当 2015年４月　中央ビルテクノ株式会社（現　中央日土地ファシリティーズ株式会社）　社外取締役 2015年７月　中央不動産株式会社（現　中央日本土地建物株式会社）　常務理事　事業推進担当 2016年５月　当社社外取締役（現任）	－株
	社外取締役候補者とした理由 中丸康氏は、会社経営全般に対し相当の知見を有するほか、当社が拡販強化中であるホテル、福祉施設、商業施設などの企画開発に精通していること等から、有効な助言を期待し、社外取締役候補者といたしました。		
※9	矢部孝治（やべ　たかはる） (1960年3月23日生)	2012年12月　みずほローンエキスパーツ株式会社　専務取締役 2017年３月　株式会社芝パークホテル　取締役　営業担当 2018年３月　同社　常務取締役　法人営業担当 2021年３月　同社　非常勤顧問（現任）	－株
	社外取締役候補者とした理由 矢部孝治氏は、会社経営全般に対し相当の知見を有するほか、当社が拡販強化中であるホテルなどの経営に精通していること等から、有効な助言を期待し、社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
３．中丸　康氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員に指定する予定であります。
４．矢部孝治氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員に指定する予定であります。
５．当社は、中丸　康氏との間で、当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同契約を継続する予定であります。
６．矢部孝治氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
７．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により塡補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
８．中丸　康氏は当社の取締役に就任後５年が経過しております。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役古明地　宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
古明地（こめいち）　宏（ひろし） (1943年10月25日生)	2000年６月　株式会社東北銀行　常務取締役 2004年６月　さくら情報システム株式会社　社外監査役 2005年５月　当社常勤社外監査役 マル厨工業株式会社（現　マルゼン工業株式会社）監査役 株式会社フジサワ・マルゼン監査役 2012年５月　当社社外監査役（現任）	－株
社外監査役候補者とした理由 古明地　宏氏は、会社経営並びに監査役経験をお持ちであり、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考え、有効な助言を期待し、社外監査役候補者といたしました。		

（注）１．候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

２．古明地　宏氏は、社外監査役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員に指定する予定であります。

３．当社は、古明地　宏氏との間で、当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同契約を継続する予定であります。

４．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により塡補することとしております。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

５．古明地　宏氏は当社の監査役に就任後16年が経過しております。

第４号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの監査契約の継続期間は上場以前の期間も含めると長期間になることなどから、監査役会は現会計監査人の不再任の決議をいたしました。よって現会計監査人は本総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。

つきましては、監査役会の決定にもとづき、新たにＰｗＣあらた有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

監査役会がＰｗＣあらた有限責任監査法人を候補者とした理由は、現在の会計監査人の監査継続期間を考慮した上で、独立性、専門性、品質管理体制およびグローバルな監査体制等の観点から監査が適正に行われると評価したことに加えて、会計監査人の交代により新たな視点での監査が期待できることから、適任であると判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名　　称	ＰｗＣあらた有限責任監査法人
事　務　所	主たる事務所　東京都千代田区大手町一丁目１番１号 大手町パークビルディング
沿　　革	2006年６月　あらた監査法人設立 2015年７月　「ＰｗＣあらた監査法人」に法人名称変更 2016年７月　「有限責任監査法人」へ移行し、「ＰｗＣあらた有限責任監査法人」に法人名称変更
概　　要	資本金　10億円 構成人員　パートナー　157名 公認会計士　906名 会計士補・全科目合格者　658名 USCPA・その他専門職員　1,196名 事務職員　240名 合計　3,157名 2020年6月30日現在

以　上

株主総会会場ご案内図



会場：東京都台東区根岸二丁目19番18号
当社本社　２階多目的ホール
<交通のご案内>　○ＪＲ・京成日暮里駅下車、南口より徒歩７分

新型コロナウイルス感染拡大防止と株主様のご健康のため、本年は株主総会へのご来場を見合わせ、同封の議決権行使書用紙にて議決権を行使していただくことをご検討下さいますようお願い申し上げます。

ご来場の場合にはマスクをお持ちいただきご着用をお願いいたします。
マスクをご着用なさらない方、またご体調が悪いと見受けられる方は、他の株主様の安全確保の観点からご入場をお断りさせていただきます。

UD FONT
FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK